

## ジンメルと人文社会科学方法論争(下)

G. Simmel and the "Disputes on Methods" of Human and Social Sciences (the Latter Half)

### 要旨

本稿は「ジンメルと人文社会科学方法論争(上)」(本誌第五三号)を承けて、自然科学に対する歴史学の認識論的・方法的な関係についてジンメルがどう考えていたのか、その思考の独自性はどの点にあるのかを、『歴史哲学の諸問題』初版/二・三版の第一章と第二章を中心に検討する。第一章に関しては、歴史学のアプリアリナ前提にかかわるジンメルの議論をカント主義的な構成論の視点と心理学的・解釈学的理解論の視点の総合・葛藤として考察する。第二章に関しては、歴史法則をめぐるジンメルの議論を、歴史学を自然科学的な法則科学とは異なる「独自の法則科学」として基礎づけようとする試みとして検討する。全体として、ジンメルによる歴史学の認識論的基礎づけ(および歴史哲学の再建)における、論理主義にも心理主義にも、方法的二元論にも方法的二元論にも与しない独自の複眼的・複合的な視点に注目する。

池田 光義  
IKEDA Mitsuyoshi

#### 4. 『歴史哲学の諸問題』第一章アプリアリ論をめぐって

本章以下では、自然科学に対する——人文社会科学全般ではなく——歴史学の認識論的・方法論的な関係についてジンメルがどう考えていたのか、その思考の独自性はどの点にあるのかを主に検討してみる。具体的な作業としては、『歴史哲学の諸問題』（以下『歴哲』と省略）初版（一八九二年）と二版（一九〇五年）・三版（一九〇七年）の第一章「歴史研究における心理学的前提について」（二版以降は「心理学的」が「内的」に修正）、および第二章「歴史法則について」の主要な論点を順に考察してゆくことになる。第三章「歴史の意味について」の検討、およびそれと関連した意味論・価値論の考察は紙幅の都合上、別稿に委ねる。また史的唯物論批判の検討も割愛する。

注目したいのはまず、第一章と第二章においては——その章立てに端的に示されているように——歴史的认识に関する主観的前提条件の問題と法則の問題の双方が対等の理論的重要性をもつ論点として主題化されている点である。これは一見、自明に映るかもしれないが、実は（少なくとも中期までの）ジンメルの歴史哲学の特質と独自性を形成しているのである。ジンメルがリッカード宛の書簡の中で、その『文化科学と自然科学』の見解にほとんど同意できるとしつつも、「こうした方法論的な確認をさらに認識論的なもの、いや形而上学的なものによって基礎づ

ける」(GSG22: 319 傍点池田、以下断らない限り同様) 必要があると指摘していることは、本稿(上)ですでに触れたとおりだが、この書簡の個所は、ジンメルがリッカードのような歴史学の単なる論理的な基礎づけを超えて、まさに認識論的・形而上学的な基礎づけを目指していることを示唆している。一方、リッカードは『自然科学的概念形成の限界』二版（一九一三年、以下『限界』）の中で、ジンメルの『歴哲』について「歴史研究における心理学的な諸前提から始めている」(Rickett 1913: 270 傍点原著者)とを難じつつ、二版の第二章を「いくつかの問題点を除けば」「歴史学の方法論へのきわめて貴重な貢献」(ib.)として評価している。また、『限界』の初版（一九〇二年）以降における「歴史的へ理解へおよびへ意味への世界」(ib. VII)の問題をめぐる議論の興隆に注目しつつも、歴史学の叙述、つまり歴史的な研究過程の結果に関する論理的基礎づけにはこの議論は不要とする(ib. 474)。

『歴哲』において理解論は第一章、意味論は第三章の中心テーマであるから、このリッカードの言明は、——いかに『歴哲』が歴史学・歴史哲学に関する当時の論争点や論戦の方向をトータルに先取りしていたのかを物語ると同時に——第一章と第二章（さらには第三章）、つまり歴史学のアプリアリ論と法則論（さらには意味論・価値論）のすべてを重要な議論として扱うこと自体がすでにジンメルの独自のスタンスであることを暗示している。要するに、ジンメルが第一章と第二章の両方に対して均等に強意を置いているということは、彼が認識結果の叙述にのみに向けられた一面的な論理主義的科学論を排して、むしろ歴史的認識の

方法論的前提、過程そのものを重視していることを示しているというこ  
とである。しかし、いっそう重要なことは、科学的認識における「説明  
と理解」という方法上の対立、さらに仮説的・構成的な手法を用いる法  
則科学と個別的な出来事と事象の記述と理解・解釈を目指す解釈学的学  
問との二元論という科学・学問概念をめぐる単純な二項対立図式が、こ  
の章立てにおいて基本的に退けられ、両者の多元的な媒介・総合が図ら  
れていることである。ただその試みには、展開の明瞭さ、整合性、体系  
性の点で難を残す部分があることも確かである。それがジンメルの歴史  
哲学についての十全で正当な理解を妨げてきた一因とも言える。

では、第一章に少し立ち入ってみよう。初版の章末の要約にこうある。  
「歴史学に対する認識論の課題とは、外的な文書と伝承から心理過程を  
推論する規則、および心理過程の「理解可能」な連関を作るだすための  
規則の確認である」(G, 338)。ここには、カントの認識論的構成主義と、  
デイルタイの精神科学概念や解釈学的思想、アプリアリ概念と理解概念  
の双方を——相互に折り合いをつけながら——歴史学の認識論に適用・  
発展させようというジンメルの理論的試みが読み取れる。

構成主義的要素について二版の表現を用いて言えば、ジンメルにとって  
歴史哲学の認識論的課題は、「直接生きた現実という素材から、歴史  
史と呼ばれる理論的構成物がどのように生成するのか」を究明すること  
であり、「歴史的認識のアプリアリ」(G, 229)、「すなわち歴史的認識に  
不可欠な主体の側の主観的前提条件を確定することである。カントのア  
プリアリ論が自然科学（力学と数学）に限定されているのに対し、ジン

メルはこのアプリアリ論を人文社会科学の分野にも適用・拡大するとい  
う構想を立て、実際、社会学と経済学でそれを試みている(池田 2011)。  
歴史学のアプリアリ論はこの構想の一環とも言えるのである。カントが  
自然科学的認識をモデルにして、認識一般の絶対的・普遍的で固定的なカ  
テゴリーを確定しようとしたのに対し、ジンメルは歴史学をはじめとす  
る個別諸科学の各々に特有で特殊なアプリアリを想定し、さらにその特  
徴を経験的起源、多層的構造などに求める。ジンメルの場合、歴史学の  
アプリアリは(a)認識一般⇨自然科学と共通の普遍的なアプリアリと(b)歴  
史学固有のアプリアリから構成されていることになり、この後者(b)の  
アプリアリを特定し、前者(a)との関係を確認することが歴史の認識論と  
しての歴史哲学の重大な課題の一つとなるのである。カントのアプリア  
リ論に対するジンメルのアプリアリ論のもう一つの特徴は、「その「ア  
プリアリの」意義は、事後的に表現される諸概念の論理的内容に尽き  
るものではなく、認識世界の成立に対する働きである」(G, 241)とこ  
う表現に見られように、アプリアリが認識過程そのものにおいて発揮す  
る認識の現実化能力、動的で実的な構成機能の強調にある。二版のこ  
の強調に、リッカー流の「概念論理主義」に対するジンメルの批判的

な視線を読み取ることもあながち不可能ではあるまい。  
つぎに、ジンメルは歴史的認識のアプリアリを「心理学的アプリアリ」  
(G, 304)と規定するが、それは、「歴史的認識の客体は心である」と  
いう定式に端的に示されるように、「歴史的客体の心理的性格」、「歴史  
過程のこの内面性の性格」(ib, 303)を重視する、デイルタイ的な精神

科学・解釈学の系譜の歴史観・歴史学概念の衣鉢を継ぐものである。この連関で、ジンメルがベルリン大学で最初の三学期間に聴講した授業が歴史科目中心であったことも想起されてしかるべきだ。その中には、歴史学と解釈学の統合を最初に図ったとされるドロイゼンの講義（複数）も含まれることは、特に留意すべきである（Könike 1996: 35）。また、歴史的認識のアプリオリ概念に関する心理学的要素の強調は、ディルタイの精神科学構想のみならず、若き日には自らの「師」と仰いだラーツアルスらの民族心理学（社会心理学）の影響も無視できないだろう<sup>1)</sup>。あるいはヴントやズイグヴァルト（Sigwart 1911: 628）などの影響についても検討の余地があるかもしれない。

もつとも、ジンメルの心理・心理学概念は——当時、一般的にそうであったように——かなり多義的で曖昧であることに注意しなければならぬ。ジンメルは『歴哲』の中で歴史学における心理学の役割を非常に強調し、「心理学は歴史学のアプリオリである」（G: 338）といい、歴史学はある種の「応用心理学」（ib. 303）であると断言する。そして「そのため、かりに法則科学としての心理学が存在するならば、心理学に対する歴史学の関係は、数学に対する天文学の関係のようになるであろう」（ib.）とさえ言う。ディルタイが精神科学の基礎に据えようとした心理学が自然科学的な「説明心理学」ではなく「記述心理学」であったのに対し（Ebbinghaus 1984）<sup>2)</sup>、こゝでいわれる心理学は「説明心理学」の一種であり、ディルタイの心理学概念の対極をなすものである<sup>3)</sup>。それでいて、単純な方法的一元論も頑迷な方法的二元論にも与しないジンメ

ルには、——後に再び述べるように——歴史学の基礎づけに法則科学の心理学を応用することは学問としての歴史学の独自性を殺ぐものではないのである。もつとも、「心理学法則」として「表象の結合と再生、差異感覚と意志発展、統覚と被暗示性」（G: 235）の法則を挙げているところなどをみると、ジンメルの心理学概念も連想・表象心理学、心理物理学、神経生理学、深層心理学などの混淆概念にすぎないという印象も残る。さらに重要なことは、『歴哲』の具体的な展開、個々の論述では、ジンメルは往々にしてこの「法則科学としての心理学」の概念というよりもむしろディルタイの基礎学構想に近い意味での心理学概念を用いていることである。

さて、構成主義的なアプリオリ論の視点と心理学主義に傾斜した解釈学の視点との結合はどのような問題を帰結したのだろうか。ジンメルの「歴史的理解」概念を中軸に考えてみるのが適切だろう。いくつかの論点を挙げてみる<sup>4)</sup>。（1）歴史的理解とは、前者の視点に従えば、歴史家の内面において歴史的人物の心理的内面過程を追構成・再構成することである。これに対し、後者の視点に従えば、歴史的人物の「気持ちになり」、その感情の動きや行為の心理的動機に「感情移入」し「同感」することである。ジンメルは、それが歴史的対象の内面の「心理学的な再生」「再現」<sup>5)</sup>、「繰り返し」（G: 318）であるとする一方で、——歴史的リアリズムと一線を画するためにも——「直接的な模写、根本的同等性から生まれる直接的な理解」（ib. 319）ではないことを強調する。しかし、この理解の積極的な実質規定となると、歴史家の内面で追構成され

る歴史的人物の内面が歴史家の内面としてではなくまさに他者の内面として追感される必要があるという(ジンメルはこれを「歴史的認識の謎」(ib. 320)と呼ぶ)、実質規定に対する自明の必要条件を単に確認するか(ib.)、「心理学的な変形、凝縮、あるいは情感の淡い反映」(ib. 318)または「種々の外面化、置き換え、シンボル化」(ib. 319)に媒介された関係などといった具体性と厳密性を欠いた表現を繰り返すにとどまる。ジンメルは、これが自然認識には見られない歴史的認識に特有の難題であり、この困難が歴史的認識の主客同一性、つまり主体も客体もともに心理的・精神的な存在であることに由来すると認識しているが、この難問にここではまだ十分に対処できていないのである( cf. GSG16: 151)。

それはとくに、アプリアリ論の原理に従って、歴史的認識＝理解を可能にする主観的な前提条件を問うときに浮き彫りになる。その前提条件とは「歴史的認識の主体と客体の内容上の心理学的同一性」(G. 321)、つまり認識主体の内面に認識客体と同様・類似の感情や主観性が(先天的なし経験により)あらかじめ与えられていることだとジンメルは主張するが、それは現実には成立しえない要件である。実際、認識客体と心理的同一性を認識主体の側の前提条件にすれば、主体自身が未経験の心理過程においても他者に関しては追構成＝理解できるのはなぜかという難問は避けられなくなる。ジンメルは、民族心理学と認識進化論を結合させて、各人の中に人間「種族の記憶」として蓄積されている無意識的で「潜在的な遺伝物の意識化」(ib. 329)とこう自然主義的な説明

図式を持ちだしたりするが、それは——二版で自ら認めるように——「正当な理由から忌避されている手段」(G. 302)、「方法的な虚構」(ib. 304)にすぎない。

(2) さて、アプリアリ論と解釈学の統合という試みにより、「アプリアリのアプリアリ」(G. 327FN)、つまり(自然科学にはそのまま妥当する)普遍的なアプリアリが歴史学において実現するための個別的・具体的なアプリアリは何かという独自の問いをジンメルは立てる。それはまた、認識のアプリアリに関する自然科学と歴史学の根本的な認識論的差異は何かというジンメル特有の問題提起でもある。そしてジンメルは、この「アプリアリのアプリアリ」を抽象的・論理的なカテゴリーではなく「人格の経験と本能と感情のすべてによって担われた心理学的な力」(ib. 327FN)としての「個性のアプリアリ」(ib. 328FN)として特徴づけるのである。歴史的認識の主体の側の主観的な前提条件を問い、それを感情も含めた人格の心的要素の総体に求める——重要なことは、この問い方と答え方に、歴史的認識における一般原理と個性原理、論理主義と心理主義の対比と統一を求めるジンメルの志向が明確に感知されることである。思想的連関でいえば、そこに、カントとデイルタイとを、相互批判の契機を内包させながら統合しようという意図が読み取れることである。それは、「論理的なもの」と心理学的なもの」(ib. 327FN)とが自然認識では分離しているが歴史的認識ではいまだ一体であるという判断にも現れている。この点で再び、文化科学の方法論的な基礎づけにあたりあくまでも心理学主義を排して論理主義に固執するリッカート

との対照的な姿勢が鮮明に浮き上がってくることになる。しかしまた、ジンメルのごうした試みは、歴史学における認識の前提条件が著しく個性化・人格化・主情化することを意味し、歴史的認識における客観性とは何か、それをどう担保するのかという問いを改めて誘発することにもなる。

(3) さて、ジンメル自身の手による、第一章の要約はすでに言及したが、その中にある「外的な文書と伝承から心理過程を推測する規則」の議論とはまさに項目(2)で概観した「個性のアプリオリ」に至る論述であるが、では、「心理過程の(理解可能)な連関を生みだすうえでの規則」とは何か。それは、(人格的個性のアプリオリ)とともに歴史的認識の前提をなす(人格的統一性のアプリオリ)の論述の中で展開されている(ib. 334)。「われわれは……:こうした心理的過程の一つを他の過程に生成史的に帰することができるような心理学的な規則を知っているのである」(ib. 335)とジンメルは記しているが、概念的な対象化が困難ではあるが事実上それに従って歴史事象を認識しているこの「心理学的な規則」こそが問題の規則であり、(人格的統一性のアプリオリ)の内実なのである。そしてこの規則を意識的に確定することが「歴史哲学にとって最も重要な課題」(ib.)であるとジンメルは宣言するのだが、それはまた、この課題への具体的な回答を彼自身、『歴史』初版ではまだ手中に収めていないことを暗示している。

(4) その解答の一つが同書二版の第一章七節「個人の心の過程の客観化」の中に見いだされる。歴史的認識における表象の特定の結合、特定

の心理的連関の構成が有している普遍的・客観的な必然性・「妥当性」の概念の論述(Gs. 267)がそれである。この妥当性は、直接的には説得性の感情、「心理学的なもつともらしさの感情」(ib. 268)という主観的な状態で与えられているとはいえず、そうした結合・構成を実現している認識者の個々の心理過程から独立した超個人的、間主観的な効力を有するという意味で、論理的な事象認識に劣らぬ客観性を備えているとジンメルは主張する。しかし、超個人的・間主観的な妥当性の感情随伴に訴えることだけで、どこまで、再構成された心理的連関の客観性が担保され、再構成の「心理学的な規則」の根拠が示されるのかは依然として不分明である。妥当性概念の議論にあたり、ジンメルは詩歌や肖像画の名作が醸し出す説得力や妥当性感情を引き合いに出すのだが(ib. 267, 268)、それが具体例による説明というよりも、不十分な基礎づけを補完するための例証となってしまうことは、つとに指摘されるところである。

この妥当性概念の妥当性の是非はさて置き、この概念を議論の中軸に据えることで、歴史学の認識論的基礎づけにかかわる様々な困難を解決する糸口を見いだせるとジンメル自身は考えていたこと、またこの概念の展開の中に方法論争においてジンメルが取ろうとしたスタンスが明瞭に示されていることに、注意を払いたい。例えば、項目(1)で触れた、自己の内面で構成された心像を他者のものとして表象できるといふ謎、「歴史的な投影の困難」(ib. 274)や、超主観的・間主観的な妥当性概念の助けがあれば解明しようと指摘している(ib. 274)。しかし、それ

以上に重要な点がある。まず、二版の三章を執筆している時期（一九〇四年十一月）にジンメルがリツカートに宛てた書簡の一節に注目しよう。

「最近の常套句を使えば、本書における私の転換は〈心理主義の克服〉ということになるでしょう。実際には、私にとって問題なのは、心理主義を克服することではなく、それを——芸術の本質について回りを道をするなかで思いついた——より高次の方法に取り込むことなのです」(GSG22 504)。「芸術の本質に（この回り道）云々と件の詩歌や

肖像画の例証との符合が暗示するように、妥当性概念の展開は、ジンメルにとって心理主義を吸収した「より高次の方法」の具体的な実証なのである。さらにそれは、リツカートの心理主義批判に対する間接的な反批判の意味合いも込められている可能性がある。二版の出版予定を告げる同年二月二日付リツカート宛の書簡の中で、ジンメルは執筆前にリツカートの『限界』を読むつもりであることを示唆しているので（ib. 472）、その可能性はいよいよ高いと言える。心理的連関の理解を歴史的認識に固有の手法とする一方で、心理主義のもつ主観性への過度の傾斜に対しては、個々の心理過程を超える普遍的な妥当性に求めることで歴史的認識の客観性を確保できるとジンメルは考えていたのだろう。

ジンメルが妥当性概念に託したもうひとつの重大な意義は、妥当性情を伴う歴史的構成＝理解が、「普遍性と必然性」のカテゴリーと純粋に個人的なものというカテゴリーの全く独自の「総合」を意味し、「これまでどの認識過程にも妥協なき二者択一を迫ってきたこうした」「二つのカテゴリーの」対立を超えている」(G. 271) へとある。妥当性概念を

関与させることで、歴史的構成＝理解が普遍性・必然性の契機と唯一性・一回性の契機の統一であることを示しうるとジンメルは判断しているのだ。歴史的な生起や人物の認識における特定の心的結合は歴史的に一回限りの事象にすぎないにせよ、それ自体が歴史的実現の有無とは無関係な必然的で普遍的なものとして感受されなければ説得力のある歴史的理解とは見なされないと考え、歴史的理解がこの説得力をもつために獲得しなければならぬものこそ、「いわば匿名的な、つまり人物名に縛られることのない内的な妥当性、それにもかかわらず歴史的個性、つまり一回限りの現実の性質をはじめか帯びているような妥当性」(G. 271)であると判断するからである。歴史的认识の方法論的独自性の基礎づけにあたり普遍性・必然性の契機を度外視ないし些末視して唯一性・一回性の契機を一面的に特権視する傾向とその真逆の傾向、ジンメルは——彼の所見では当時の学界に瀰漫していた——こうした両傾向のいずれをも退け、まさに両契機の総合に、歴史的认识の方法論的独自性を求めるのである。

(5) 心理主義を取り込んだ「より高次の方法」という点、したがってまた歴史的認識の独自性の基礎づけに関するジンメルの独自性という点では、二版において、歴史的構成＝理解の方法論的概念を根本的に把握するために「意味」概念が——その概念規定も曖昧なままであり、いまだ十分な展開は見られないとはいえ——議論の中心に据えられたことは特筆に値する。ジンメルは心理過程の「原因」と心理内容の「理由」、あるいは自然法則的な因果関係に基づく心理過程と心理内容の論理的な

連関、心理的出来事（生起）の因果法則的な必然性と心理内容の論理的な必然性とを相互に峻別したうえで、歴史心理的な事実はこのいずれの必然性とも疎遠であることを確認する（ib. 271-; cf. GSG3: 296-）。そして歴史の連関の内実として、「原因」と「理由」、心理過程の因果法則と心理内容の論理法則を超える「第三者」たる「意味」を導入するのである。すなわち、「歴史的人物の諸特徴、歴史的行為の背後にある複合的表象を結び合わせて理解可能な統一をつくりだすのは、認識論的には、原因でもなければ理由でもないし、生起の現実的な法則でもなければ内容の理念的な法則でもなく、全くの第三者、すなわち意味なのである」（ib. 273）と主張するのである。統一的な歴史的連関の構成＝理解の成立とその意味の成立とを表裏一体として捉えようというわけである。留意すべきは、問題の「より高次の方法」がこの意味概念をその重要な構成要素として内包していること、そしてこれにより、それぞれ心理過程の必然的連関と心理内容の必然的連関に固執してやまない偏狭で、一面的な状態の、つまり当時広く流通していた状態の——そしてその限りでの——心理主義と論理主義の双方を超越していること、あるいは少なくともジンメル自身はそう判断していることである。

周知のとおり、一八九六年にエビングハウス（Ebbinghaus 1984）から自らの心理学概念を手厳しく批判されたデイルタイは、一九〇〇年に「心理主義から解釈学への転換」を行（Dilthey 1990）、これ以降、理解や意味の概念を歴史的認識に固有の方法として重視する動きが強まるとともに、奇しくも同年にフッサールは認識論一般に関して「心理主義

から論理主義への転換」を提唱するが（Husserl 1900）、リッカートの試みも文化科学の方法論におけるこの「論理主義的転換」の相関・並行現象と見なすこともできる。デイルタイのこの「解釈学的転換」からどの程度まで直接的な影響を受けているのかは不確定とはいえ、意味概念をますます重視していくジンメルの理論的動向はデイルタイとの興味深い相関性・平行性を示していると言える。しかし、それを「心理主義から解釈学への転換」とは単純には形容できないところがあることをわれわれは後に確認することになるだろう。あるいはまた、すでに一八九二年の時点で、「しかしこの理解とは何を意味するのか、またその条件はなんであるか」（G<sub>2</sub> 317）と問う、理解というものを歴史的認識に固有の方法として認識論的に基礎づけることを歴史哲学の重要課題の一つと明確に規定し、それをある程度まで試みた点で、ジンメルはこうした「解釈学的転換」の動きに先行していたとも言える。

(6) ジンメルの理解・意味概念の特質を理解するためには、彼が、歴史的な行為や出来事を心的過程として追構成＝理解する重要性を強調しただけでなく、そうした行為・出来事の動因ないし意味を行為者の意識的な意図・目的あるいは動機に単純かつ直接的に帰着させようとする、したがって行為の理解可能性を意識的な動機の理解可能性に解消させてしまう傾向①に対して非常に批判的であった（G<sub>1</sub> 313-; G<sub>2</sub> 298-; 池田 2013）ことも押さえておく必要がある。ジンメルは行為の動因として無意識過程が果たす重大な役割や意識的過程と無意識的過程の関係の不定さ、さらには同じ行為過程の動機や帰結に関して正反対の推論が同じ



蓋然性をもって成立する可能性を強く意識しており、「個人ないし集団の行為と行為の有意な結びつきをただちに意識的な心理的過程に求め、後者の目的論的な性格から前者の有意な結びつきが生じるとするナイーブな想定」(G: 314; G: 250)を拒絶したのである。そして行為の動機理解における行為者の目的・意図の想定がもつ仮説的性格をつねに強調していたのである。

もつとも、「集団における必然的な支配・従属、一般的目的のための団結ないし個人的利益のための分散、宗教的・政治的理念による蜂起と変革」(G: 332)などの歴史的な集合行為は、参加した個人の意識的な関心や目的からの再構成によってのみ理解は可能であり、またそれは個人的行為の理解よりも容易であるとジンメルは述べる。集合行為の場合、その動機や目的はその多くの構成員に共通する一般的で一次的な要因であると考えるからである。ここは後にウェーバーが——『歴哲』二版を参照にして——「大衆現象」の個人的性格」(Weber 1988: 48fN)という自らの主張の補強材料として触れた個所であるが、個人に共有された意識的動機の理解によってどこまで集合行為を説明できるのか、議論の余地があるだろう<sup>(5)</sup>。

いずれにせよ、——右に確認してきたように——理解には様々な側面・契機だけではなく、多様な種類・様態もあるとジンメルは想定していたと考えるべきである。例えば、彼は「人格的なものと一般的なものの理解」(G: 304)とこう——その対象によって区別される——理解の二つの対極に触れている。ひとつは「認識する心の統一が認識される心

の統一形式への図式を与える」(ib. 305)ために比較的容易に遂行できる「明瞭な輪郭をもった個性の持ち主の内面の再構成」(ib. 304)、もうひとつは特定の歴史的状况の代表例として典型的・平均的人間を構成することである。このような理解概念が内包する多面性と多様性は、ある種の未展開や不徹底、不統一や不整合をはらみつつも、他の論者には見られない、ジンメルの理解概念に固有の鋭敏性と柔軟性を示していると言える。それは晩期の理解論において一層顕著となる傾向であり (GSG 13: 321-16: 391-; 24: 26-)、目的論的行為論の理解概念とだけではなく解釈的な理解概念とも異なるジンメル行為論に固有の特質である。

(7) ジンメルにとって、カントが自然科学に関して遂行した構成主義的な基礎づけを歴史学の分野でも実現しようとする試みは、同時に、自然科学に関してはすでに完了している実在論批判の課題を歴史学に関しても遂行することを意味する。「……精神科学的な認識においては、認識機能とその客体との同一性に幻惑されて——つまり双方とも精神であるために——依然として……自然主義が支配しつづる」(G: 276)と考えるからである。とりわけ二版ではこの課題意識が強いと言えるが (ib. 229-, 275-; GSG 22: 503-)、重要なのは、歴史的認識が歴史過程の単なる再現・複写ではなく、歴史的資料から「それ自体まだ存在しない何かを作りだす精神活動」(G: 277)であることを根拠づけるために、ジンメルが、われわれに対して有する歴史的認識の意義や価値を前面に押しだしていることである。この創造的な認識活動が「素材の個々の事項の

概括的な集約によるだけではなく、精神活動が自ら側から素材に対して問いを立て、個別的なものをまとめて、「題材の」へ「英雄」の意識には多くの場合全くなかったような意味を与えること、こうした過去をわれわれにとつて叙述に値するような歴史像に作りあげる、素材の意義と価値を掘り起こすことによるものである」(ib. 傍点原著者)という一節は、それを端的に表現している。ジンメルは認識主体の歴史的「知識への欲求」(ib. 276)や独自の「問い」もまた歴史的認識を構成するアプリオリな前提の一部として重視し、歴史的認識が歴史に対するわれわれの知的関心や欲求に対応し、それを充足させる意味や価値を創出する行為であるという観点を強調するようになったのである。

(8) 認識論的には心的な主客同一性に由来する(とジンメルが考える)歴史的リアリズムを論駁するために、ジンメルは、歴史学と構成的性格の明確な自然科学との共通性を指摘することで、歴史学もやはりアプリオリな前提による素材の変形・構成によってしか成立しないことを示そうとする。歴史学の構成的性格という、自然科学との共通性にあくまでも拘るのである。その一方で、このアプリオリな前提が、心的な歴史的原像の「内容を、時間と空間と環境における位置に応じて個性化された一回限りの人物に構成する、歴史性の特殊なカテゴリー」(ib. 294)であると見なすことで、彼は自然科学に対する歴史学の独自性を確保しようともする。繰り返しになるが、このように方法一元論と二元論との狭間をぬうスタンスは、当時の他の理論家たちには見られないジンメルに特有のものである。

このスタンスはまた、一方における認識主体の個性的主観による認識対象の個性的主観の心理学的把握という、歴史学の対象・方法の独自性の強調と、他方における科学(学問)的認識としての歴史学の客観性の確保を同時に試みることにも体现されている(ib. 295-)。すなわち、歴史学の独自性を特徴づける「このある意味で主観的な把握は、科学的な認識像を生みだすためには、もちろん方法的規範の要請に受け入れられる形を与えられなければならない。この規範がなければ問主観的なものとして認められうる認識は成立しない……」(ib. 296-)とあるように、ジンメルはアプリオリな「方法的規範」を歴史的認識の客観性の担保にする。しかし、この規範も「その素材の特殊な制約に対して無頓着なわけではなく、自然科学が求めるものに比べ、より可変的で収縮性に富んだ、究極的性格の弱い類の客観性を結果全体に許容する」(ib. 297)と説明することで、歴史学の客観性もつ特殊性・独自性に注意を向けるのである。したがって、ジンメルが目指す、歴史的認識の主観性と客観性の関係が内包する意味は非常に両義的とならざるをえない。まず、歴史家の多様な個性・主観性に由来する多種多様な歴史的認識が学問的に成立しうることになる。歴史的「認識の客観性は……そうした主観的な多様性を含み、主観的な多様性を基礎にして成立する」(ib. 297)と考えるからである。他方、歴史的な認識構成が認識主体の側の主観的な多様性を許すというジンメルの考え方には、その認識結果が歴史的な認識対象自体に備わる主観性や個性の様態からも強い制約を受けるという想定が対応している。歴史的認識における主観的要因の客観性の根拠を

そのアプリオリに従う構成、つまりはその超主観的な妥当性に求めながらも、自然科学とは異なる歴史的認識の独自性を際立たせるためには、認識主体の主観的要因を強調するだけでなく、歴史的对象の特質による制約を——しかも、歴史的リアリズムに陥らない形で——指摘することが、ジンメルにとっては必要なのである。

## 5. 『歴史哲学の諸問題』第二章歴史法則論をめぐって

十九世紀後半、人文社会科学への自然科学的手法の拡張を主張する方法的一元論（自然主義）の法則科学派と、人文社会科学の対象・手法の独自性を確保しようとする方法的二元論の反法則科学派とが対立・抗争するという学問世界の構図が出来上がっていく。 Gumplowicz (1926: 15-, 34-)、史的唯物論者などが前者の極端を、歴史学派、新カント派などが後者の極端を形成し、例えば中央から後者寄りの穏当な位置はベルンハイム (Bernheim 2015: 101-, 157-) が、かなり前者寄りの位置は『歴史』の評者でもあったオイレンブルク (Eulenburg 1912) が、さらに前者寄りの位置はランプレヒト (Lamprecht 1896) が占めるといったような配置であった。当時の知識人たちは、法則の概念や有効範囲をめぐるとの対抗軸においてどのような位置を占めるのか選択を迫られたが、ジンメルの位置取りはやはり独特かつ複雑であった。この点に關し、『歴史』第二章「歴史法則について」を中心に論点を整理してみよう。

ジンメルによれば、①歴史哲学で歴史法則と呼ばれるものは歴史的な発展段階の転換に關する全体法則である。②しかしそれは歴史的段階の転換を引き起こす原因を明示する厳密な意味での因果法則ではない。③それは実際には歴史過程の一定の事實的「規則性」を意味するにすぎない。④なぜならそれは背後に潜む無数の基礎的な要因、多くの特殊法則の作用の結果であり発現形態にすぎないからである⑤。基本的なアイデアということでは、例えば厳密な因果法則と經驗的な規則性記述の区別と相互關係についてはメンガー (Menger 1969: 35-, 38FN, 104-, 238-, 259-)、さらに徹底した形でスイグヴァルト (Sigwart 1911: 523-) が、全体連関・法則と個別連関・法則の区別についてはディルタイ (Dilthey 1990: 110-) などがすでに指摘している。ジンメルの貢献は、複雑性・開放性(非内部完結性)原理に基づく現実の因果論的構造論(池田 2013: 106-) と批判主義的・構成主義的な認識論によってこれらの区別を基礎づけようと試みたことにある。ジンメルのこうした見地は歴史・社会過程に關するその後の議論に一定の影響を残しているようだ。例えば、ベルンハイムも自然法則概念と規則性概念の区別を含めた何種類かの法則概念について綿密な弁別を試みている (Bernheim 2015: 111-)。オイレンブルクは、ジンメルと同様に歴史学・社会学における厳密法則の可能性を否定し規則性論を支持する一方、ジンメルとは反対に歴史発展の全体法則の可能性を擁護し、それを社会発展法則に収斂させるが (Eulenburg 1912)、その論点や議論の枠組みにはジンメルを意識した形跡が強い。

ジンメルの歴史法則論に対しては、自然科学に対する人文社会科学の独自性を理論的に確保する試みとして——既述のように——ヴィンデルバントやリッカートも一定の評価を与えているが、ジンメルの歴史法則論は彼らが解したほど単純ではなく、はるかに屈折し錯綜している。例えば、あらゆる事象を究極の単純最小体とその根源力に帰着させることを最終目標とする自然科学的な方法一元論を徹底させれば、法則に関する自然科学と歴史学との対立は著しく相対化されるというパラドクスな事情にジンメルは注意を向けている。法則認識には、その対象分野を問わず、避けることのできない原理的な困難が伴っていると考えるためである。われわれは①究極の単純要素とその根源力の認識には到達できない。②かりに到達したとしても、それが認識の最終地点であることを知ることができない。③さらに諸要因の輻轉による現象上の結果と、その原因を表す法則の直接的・個別的事例との区別は実際上は不確実であるといった懐疑論的理由から、自然法則もまた原理的に、ある次元の事象・運動をそれより単純な事象・運動に解消することに尽き、その単純な事象・運動の究極原因を示すことができないとジンメルは言うのである (G<sub>1</sub>: 346; G<sub>2</sub>: 322)。厳密な自然法則の典例と呼ばれたニュートンの運動法則でさえ、それが表示するのは「観察上の時空的な位置関係にすぎない」(G<sub>1</sub>: 345) のであり、そこでは引力は所与の前提とされ、その原因自体は示されていない、というわけである。「物質の引力といえどもいつの日か種々の条件と力の輻轉の結果であると判明しないとは言えないのである」(Ib.; G<sub>2</sub>: 322) としつつ、ニュートン力学最盛期の世紀転換期

にしてはかなり大胆な〈予言〉も、ジンメルのこうした法則理解の当然の帰結なのである。つまり、認識論的な構造からみれば、自然法則も歴史法則も同じように事実間の一定の規則的な現象関係を記述しているにすぎず、その点では両法則の間に根本的な差異は存在しないことになる。ジンメルによる自然科学と歴史学的方法的対立の相対化の特徴は、それが——方法一元論的な法則派とは異なり——法則概念一般の徹底によってもたらされる自然科学の法則概念それ自体の相対化に基づいている点にあると言えるだろう。

つぎに、「現実科学」と「法則科学」の対比・対照という手法を用いて歴史学の独自性を基礎づけるジンメルの試み (G<sub>1</sub>: 346; G<sub>2</sub>: 322) について検討してみる。初版では「物語(科)学と法則科学の対立」、二版以降は「現実科学としての歴史学の固有意義」と題されたこの節は、「論理的・概念的にみて、両科学の間には、およそその領域においてありうる最大の相違が存在する」(G<sub>1</sub>: 328) という一文が見られ、文字通り「歴史学の固有意義」を認識論的に正当化するものとして新カント派やウェーバー (Weber 1988: 170-) などからも一定の評価を受けた。この正当化にささぐって、ジンメルは二つの基本的想定を前提にしている。ひとつは、われわれには歴史的事象への独自の関心が存在し、歴史的認識はこの関心に基づく固有の価値を帯びていることである。もうひとつは、法則認識は歴史学の叙述対象にとって本質的な事実性・現実性そのものを把握できないだけでなく、それに対して完全に無頓着であるというところ、つまり事実性・現実性に対する法則認識の原理的な〈限界〉が

存在することである。ここから、現実科学である歴史学は法則科学に対して「完全な独自性と等価値」(G: 349) を有するものであり、「認識批判には、後者の法則科学への前者の歴史学の解消を科学の絶対的な理想として支持する理由はやはりない」(ib) という結論が引き出される。そこには、独自科学としての存在理由を正当化するものは、問題の(科学的認識が独自の理論的価値を有するか否かであり、この価値はひとえにその認識に対する一定の関心にあるという考えが前提となっている)とは言うまでもない。

本稿では価値判断論争には立ち入らない旨をすでに冒頭で断つてあるが、次の点だけは触れておきたい。ウェーバーは、ジンメルが(ミュンスターベルクとともに) 価値の感情は唯一性に対してだけでなく反復とも結び付いているとリッカートを批判するが、リッカートは唯一的なものだけに価値関係があると言っているのではなく、「個性的連関の歴史的認識は価値関係づけがなければ意味なかたちでは可能ではなくなる」といつているのであり、それで十分なだとリッカートを擁護する(Werber 1988: 92fN 傍点ウェーバー)。しかし、ウェーバーの弁論は事実上、価値関係づけが歴史的認識の必要条件であるにすぎないと言っているわけであり、結局、リッカートによる価値関係づけそれ自体によつては歴史的認識の方法的独自性を十分に証明できないことを認めているに等しい。この弁論からは同時に、価値関係づけは(自然認識を含む) あらゆる認識に付きまとうこと、したがって価値視点から(歴史学を含む) 特定の科学的(学問的) 認識の独自性を基礎づけるためには、その認識に

特有の価値づけが何であるのかを示す必要があることを、リッカートと同様に(少なくともこの当時の) ウェーバーもまた十分に認識していないことが窺える。文化科学ないし精神科学における価値視点が非常に重要であるという認識では、ジンメルはリッカート・ウェーバーと一致する。しかし、①歴史的認識に限らず認識一般における価値視点の重要性を主張し、②歴史的認識の独自性を基礎づけるために価値視点以外にも複数の観点を立て、③さらに価値視点に限っても単一視点ではなく複数の論点を考慮している点で、他の二人とは一線を画している。そもそも——リッカートと当時のウェーバーの主張の枠組みにおいてさえ——  
 〈文化価値による対象の選択〉という視点によってなしうることは、法則化・一般化方法を用いる分野も含めた「文化科学」一般を自然科学一般から区別することに限られ、「文化科学」の二分野である歴史学、リッカートのいう「個性化文化科学」の種差の確定にまでは及ばないはずである。それを強引に及ぼすために〈文化価値∥個性・差異性の価値〉という互いに下駄を預け合う等置論法に訴えるわけだが(池田 2018: 68)、今度はそれが「一般化文化科学」概念の形容矛盾を招く。科学における価値視点を文化価値に限定したことがむしろあだとなり、歴史的認識の独自性の理論的確保のために、リッカートは歴史的な一回性・唯一性それ自体に対する固有価値という視点に直截に訴えることができないのである(7)。

さて、「歴史的・事實的知識と法則知識の根本的対立」(G: 341) をより明確に示すため、ジンメルは『歴史』二版では初版以上に「法則は

「妥当する」(ib. 339) という「自然法則の認識論的地位」(ib. 340) を前面に押し出し、「現実に対する法則の力の限界」(ib. 341) を一段と強調するようになる。まず、——初版の注を本文に組み込み拡充する形で——自然法則の前提自体、すなわち①自然法則自体、②物質、③多様な原初形態の存在が自然法則からは導き出せない没合理的な所与であることにジンメルは注意を促す。さらに、へもしAならばBであること、を例外なく規定できてもへAが存在するの、かど、かを全く決定できないという——すでに初版で言及している——本質的欠性に加え、カント哲学の前提である観念と存在、主観と客観の対立を根本的に超える第三者、時空的に規定された現実の彼方にある「イデア界」という「認識論的地位」を「妥当性」に与え、これを自然法則の根本的な成立様態とする。これにより、まさに自然法則自体の妥当性の様態、超現実的で存在性に無縁な本質と成立様態に根差す限界を根拠にして、「合理化できない、法則化できない存在要素」(ib. 333) を含む没合理的な事実・現実の認識を目的とする歴史学が自然科学によつては決して代替できないことを、ジンメルはより直截に示そうとするわけである。

とはいえ、論理展開それ自体が明快になればなるほど、その代償もまた膨らんでゆく。第一に、ここでは自然科学が法則科学に縮減されている。法則認識が自然科学において決定的であるとしても、それがすべてではなく、経験的な事実認識も自然科学に欠かせない構成因子である。したがって、法則科学が現実科学の代替にはならないことを示しても、自然科学が歴史学の代替にはならないことの十分な証明にはならないの

である。第二に、ジンメルはここでは事実上、数学を含み、かつ数学を理想とするような数理科学を自然科学一般のプロトタイプに据え、実証的な経験科学を周縁化させる合理主義的な科学概念に完全に偏向している。つまり彼は、他の個所で展開している——本来の意味で唯一実在的な究極の最小体の確定とその相互作用の認識を理想とする——自らの(自然) 科学概念を完全に忘却しているのである。あるいは、異質な二つの自然科学概念(実証主義的なものと過度に合理主義的なもの)を——何らの説明もなく——便宜的に使い分けているということになる。したがってまた、第三に、ジンメルの自然法則概念自体も内部分裂している。a) プラントン主義と揶揄されるへ妥当性へを本質契機とする法則概念と、b) 分析的・実証的な手法によつて漸次的に確定され、原子論および相互作用論と表裏一体となった、現実の實在的な基本要素と根拠力を示す法則概念とが、一冊の著書の中で反転図形の様子を呈しているのである。

法則認識と歴史的認識に関してはさらに、二版で第一章に挿入された第二節「法則性と個性」(ib. 233-) が言及に値する。すでに本稿前章で触れた、歴史学は心理法則の応用学だという主張に伴いうる「困難」を論じる箇所である。ジンメルが言うには、法則とは条件さえ整えば「どのような現象でもその個性とは全く無関係に」作用するものであり、「認識の対象における一般的なもののしか捉えることができなく」(ib. 233) という特徴がある。「しかし、歴史とは少なくとも部分的には……個性的なもの、つまり全く一回限りの人物を扱う」(ib. 233) のであり、「歴

史的個人を普遍的な心理学法則の単なる交点とみなそうとする」(ib. 234) のは誤りに見える——。この「普遍法則と個性・一回性の和解しがたい対立」という考えは、まさに歴史学派や新カント派の核心テーゼである。ジンメルはこのことを十分に意識したうえで、この対立の解消を図る。というよりもむしろ、——新カント派のように——この対立、先鋭化を基礎にした方式によってではなく、この対立を逆に相対化する方式によって独自科学としての歴史学の存在理由を確保しようとする。すなわち、自然法則は自ら作用するための前提である物質の存在を法則自体から導きだすことができないという——すでに触れた——法則の根本的制約を心の現象にも当てはめ、どの心にも、自然法則の作用には解消できない根源的な性質が内在するとする。そして「ここから、「この心理学的現象は、法則の普遍性にもかかわらず、どの個人においても異なりうる」(ib. 235)と結論つけるのである。法則の「現実的なアプリアオリ」である「純粹に事実としての素材」(ib.)、「心理学的な事実性」(ib. 236) が法則作用の「いわば選択、組み合わせ、程度、様態」(ib. 235) を決定し、心の現象の個性≡多様性・差異性を保証すると考えるからである。ジンメルはこのようにして、普遍法則と事実的な素材という二つのカテゴリーによる存在の考察は「心理的法則の効果を歴史的個人、の唯一性と調和させることを可能にする」(ib.) ことを示そうとするのである。もっとも、この論理展開には、所与の事実たる「材料は無限に多様である」(ib.) という伝統的な個性性観念が前提とされているため、その当否には議論の余地が残る。さらに、この論理展開は、かりに

それ自体が成立したとしても、歴史的な唯一性・一回性だけでなくあらゆる事物のそれに当てはまるものであるため、逆に唯一的で一回的な歴史的生起の本質規定≡歴史性そのものを素通りしているという難点を抱えている (cf. GSG15: 289-)。

リックカートは『限界』二版の脚注の中で、ジンメルが『歴哲』二版では初版とは異なり原著と同じような見解を示していると確認した後『歴哲』の上記の「困難」に関する記述を挙げ、「これこそまさに本書で主張している見解であり、他の思想家たちもまた、ジンメルがなしたように、歴史的なものの一回限りの推移をそれぞれの法則によって認識できるといふ思い込みからそろそろ自由になることが望まれる」(Rickett 1913: 92FN) とのべている。これはまさに、毒を含んだユーモアと解したくなるほどの見事な誤解である。リックカートが「まさに本書で主張している見解」こそ、ジンメルが批判の標的にしている思考に他ならぬいからである。ジンメルは一見相容れないように見える法則の普遍的作用と歴史的唯一性とが実際には十分に両立可能であることを示そうとしているのに対し、リックカートはまさにその両立不可能性が——自説と同様に——ジンメルの見解であると誤読しているのである。別の文脈ではあるが、ウェーバーもまたジンメルが『歴哲』二版でリックカートの観点到に近づいたとする完全な誤診 (Weber 1988: 92FN) を下している。中期のジンメルが新カント派の立場に接近したとする全く見当違いの評価がジンメル研究においてもいまだに横行しているのも、リックカートやウェーバーのこうした皮相で我田引水的なジンメル理解に対する無批判的

な姿勢と無関係ではないだろう。本稿で示そうとしているように、ジンメルは『歴哲』二版でリッカートとは異なる思考をますます鮮明に打ち出しており、むしろ両者の溝は一段と拡大していると言うべきである。

ところで、法則科学に対する歴史学の独自性と対等性を強調する文脈で、自然法則が実際には厳密法則ではなく反復事実の現象記述にすぎないのは単なる可能性であるのに対し、歴史法則の場合はそれが原理的にみて必然であるとし、両法則の間には「ほとんど見通せないほどの道のり」(G: 351; G: 344)が存在すると主張するとき、ジンメルは法則科学としての歴史学の性格・課題をほとんど重視していないようにも見える。実際、新カント派を含めて、ジンメルの歴史哲学に対する評価はこの点を暗黙の前提としてきた感がある。そして歴史法則が全法則ではなく特殊法則であり、厳密な因果法則ではなく現象規則にすぎないという彼の主張のみを前面に押し出してきたと言える。しかし、本稿では、歴史学が自然科学とは異なる「独自の法則科学」としての性格と課題をも、また有することを、ジンメルの『歴哲』(特に二版)が提示し基礎づけようとしたのだと強く主張したい。

まず、歴史哲学と歴史学の関係に関するジンメルの見解の新規性・独自性を確認する必要がある。当時、歴史哲学からの歴史学あるいは社会科学の分離・独立は重大な学問的関心のひとつであった。この学問上の決定的な転換期にあたりジンメルが果たした重要な貢献は次のような試みに挑戦したことである。(1)歴史哲学と経験科学としての歴史学との対象・課題についての固有領域を画定し、この管轄権域の相互不可侵の原

則を定立しようとした。(2)この原則を踏まえたくて歴史哲学と歴史学の相互関係を明確に再定義しようとした(G: 366-414; G: 326, 355, 361-393-FN)。社会哲学と社会科学(社会学)(GSG16: 84)、経済哲学と経済学(貨幣論)(GSG6: 9)の関係についても(1)(2)と同様のことを試みていることは十分に注意されてよい。ジンメルが哲学と人文社会科学の相互関係についての包括的な再定式を意図していたことをそれは物語っているからである。(3)歴史学の認識論および歴史形而上学(包括的・統一的な歴史連関像と歴史過程に関する意味論・価値論)として歴史哲学を再建しようとした。依然として歴史哲学と歴史学を一体視する傾向が根強く存在する一方で、歴史哲学を「形而上学的思考の残滓」として貶視しその学問的な価値を疑問視する動きも強まる中で、その管轄範囲を限定しつつも、いや、まさにそれを明確に限定することにより、ジンメルが「実証的科学の時代」における歴史哲学の確たる再構築を企てたことは看過されがちである。『歴哲』二版において、——その正当化を厳密科学による証明に依存している——「先駆けの役割」(G: 355)だけでなく、固有の哲学的欲求に根差し、重要性和正当性の基準を完全に自己内部に内蔵する「世界の形而上学的解釈」(ib. 356)という独自意義を歴史形而上学に認めるとき、その立て直しに対するジンメルの志向が顕著に示されている。ここにおいてもジンメルは、(事実上、自然科学と同一視された)経験科学と形而上学とを峻別する一方、われわれの形而上学的な知への根強い欲求を根拠にして形而上学の再建を図ったカントの基本思想を歴史哲学において継承・発展



させようとしていると言える。

では、歴史哲学と歴史法則との関係をジンメルはどのように考えていたのだろうか。『歴哲』初版では、歴史連関の概観(全体像)と厳密な認識に向けた方法的指針機能という二つの形式的価値と、厳密認識内容の部分的先取りという実質的価値を歴史法則の有する独自の理論的価値として認めている(G:372)。ジンメルが強調するのは、特定の「法則」の「相対的な正当性」を「絶対的な正当性」に祭り上げて歴史法則を「構成的法則」として実体視するのではなく、それを「発見的格率」(ib. 374)、「統制的原理」(ib. 379)として捉えることである。つまり、独断主義的・絶対主義的な歴史法則観を根本的に相対化・方法化することにより、ジンメルはいまだ「暫定段階」(ib. 373)にある旧来の歴史哲学の「歴史法則の相対的価値」(ib. 379)を正当化できると考えていたのである。『歴哲』二版では、右に触れた歴史形而上学のもつ二つの独自意義に対応した「歴史法則の二つの様態」に焦点が当てられる。すなわち「厳密に認識される自然法則的な連関の先取りと準備」および「秩序、概念への転換、総合的統一に対する全く自立的な欲求に由来するカテゴリーに基づく、歴史的与件から一つの世界を構築する」(G<sub>2</sub>:357)ことである。ここでも、形而上学的な歴史法則に対する独自の意義が強調されていることに注目すべきである。歴史哲学における歴史法則の正当性は否定されるどころか、——もちろん一定の制限と再定義を付してではあるが——ますます前面に押し出されているのである。では、経験科学としての歴史学における歴史法則に関してはどうか。

(1) まず、現実認識に対する法則認識の制約関係に関するジンメルの記述(ib. 342)が注目に値する。歴史学によって確認される「歴史内容」が歴史的現実性を有するものとして認められるためには、少なくとも現象事象として成立可能であることが法則によって示され、法則連関の内部で正当化されることが必要だとジンメルは述べているからである。つまり法則認識が歴史的現実の認識に対する必要不可欠な条件をなしているとジンメルは考えているわけである。

(2) 個人心理学の法則から歴史過程へ集合現象を説明できないと主張する『歴哲』二版の文脈(G<sub>2</sub>:322)でジンメルは次のような思考を展開する。「歴哲」二版の文脈(G<sub>2</sub>:322)でジンメルは次のような思考を展開する。すなわち、究極の最小体が「仮構の形成物」、「補助構成物」にすぎないと相対化すると同時に、事実上、世界の多層(多元)構造の考えを持ちだして、ある次元での形象が諸要素の複合体なのか、それとも基本的統一(基本単位体)なのかは存在論的には相対的な区別であり、結局は「それぞれの知識領域の特殊な欲求」に応じて決定されると述べる。そして、この見地からすれば、「歴史への認識関心」、「歴史学の認識目的」に即して社会的・歴史的な複合体を歴史の基本的統一へ基本単位体と見なす理由がかわらないし、その発展にかかわる「歴史法則の不可可能性」を導き出す理由は存在しないと結論づけるのである(ib. 323)。ジンメルはここで、単純な究極要素還元論と結びついた自然主義的・実証主義的な統一的自然像や「統一科学」構想を退ける一方で、独自の歴史的な次元・連関と歴史的認識への独自の関心に対応する固有の歴史法則の可能性を主張しているわけである。

(3) 最後に注目したいのがやはり二版における——初版の該当記述を大幅に拡充した——歴史的な「類型」、「高次概念」、「数量連関」(統計法則)に関する(いさゝか乱雑な)論述(ib. 344)である。類型論と統計法則論も非常に重要であるが、ここでは歴史的「概念」論の検討に限定する。ジンメルがここで歴史的「概念」ないし「高次概念」と呼ぶものは、「概念的に表現しうる」個々の基礎的要因と力によって実現される「全体現象に従って把握された歴史的・具体的な生起とその規則」(ib. 347)、つまり特殊法則・現象規則という特質を有し、分化法則を典型例とする歴史法則のこともある。その具体例には「分化と統合、社会的エネルギーの緊張と解消、階層構想、社会的感染、集団の生の過程の促進ないし停滞」(ib.)が挙げられ、また政治の衰退と学芸の興隆、世界観・流行・政治動向などにおけるテンポの促進と中産階層の経済的優勢との関連といった概念間の「結びつき」についても言及される(ib. 348)。個別事例から判断すると、歴史的な「高次概念」とその「結びつき」とは概ね、歴史過程に内在的であると同時に歴史通時的な、社会過程の一般的傾向や社会領域間の相関性ないし社会構成に関する一般的規則性を意味していると解して大過ないだろう。重要な点は、こうした歴史的な概念(リッカートのいう「一般化方法」による)「一次資料の共通点を表す全くの一般概念」でも(歴史形而上学に見られる)「一次資料と何らの内容的関係をもたない全くのシンボル」でもなく、種々の歴史的要因をひとつの統一的全体的現象として把握しその規則的連関を捉えたもの、(歴史学にしか見られない)「積極的な新しい概念世界」

を構築するものであるとジンメルが理解していることである(ib. 347)。そしてここでも、個々の現実系列の記述では充足されない、規則的な歴史連関への「認識の特殊な欲求」が強調され、この欲求が基礎となつて歴史的現実に対する「新たな距離」、さらには概念構築の独自「様式」と独自の真理基準が生み出されるとジンメルは主張するのである(ib. 348)。

ここでの要点は、因果律を示す厳密な法則ではない、ということが、(リッカートの場合のように)歴史法則が成立しないことの消極的な根拠となるのではなく、むしろ歴史法則が独自の性質と意義をもつて成立することの積極的な根拠になっていることである。歴史学には一方において、単なる一回的で個別的な歴史的出来事の系列の叙述、あるいは「理解」や「解釈」の手法によってのみ得られる歴史的起りの認識に尽きない、それと対等で固有の課題、つまり特殊法則・現象規則としての歴史法則の提示という課題もあることをジンメルは明確にしようとする。同時にまた、歴史学には一定の「一般化方法」も不可欠であること、しかしそれにもかかわらず歴史学に特有の課題と意義を確保できること、一定の「一般化方法」の活用が必ずしも歴史学の独自性と正当性を損なうものではないこと、いやむしろ、自然科学には見られない歴史学に固有の「一般化方法」が成立することを積極的に示そうとする。それはすべて、(原子的・分析的手法によって自然科学的法則に解消できない)歴史的現実には固有の連関・規則性を定立し、それを基礎に歴史的現実を説明することにより自然科学的法則科学と対等な存在意義を有する「独自の、一

般化科学・法則科学」という歴史学の一面を正当化する試みであると言える<sup>80</sup>。

ここには当然、個性記述と法則定立、個性化方法と一般化方法といった、新カント派に見られる単純な二項対立図式によっては歴史学の独自性を十分に把握し確保することはできないという認識が働いている。注目したいのが、テンニース・リッカート論争（一九〇二年）（Tonnies 1902, Rickert 1902）に対してジンメルが取った態度である。リッカートから送呈されたテンニースへの反論に対する返信（一九〇二年六月二日付）の中でジンメルは、「論点そのものについてですが、さっと目を通した限りではまだ何も言えませんが」（SSG22: 421）と冷淡かつ曖昧に返答している。リッカートがこの文面にいたく失望し、かつ憤慨したことは翌月のラスク宛の書簡から読み取れる（ib. 422）。テンニースに反撃するためにジンメルの『歴哲』の一節を長々と引用したこともあり（Rickert 1902: 146）、リッカートにしてみれば、ジンメルは当然、自分の立場を支持してくれるものと決め込んでいたのが完全に裏切られた思いがしたのであろう。では、このようなジンメルの文面は何に起因するのだろうか。もちろん、歴史哲学と歴史学・社会学、歴史法則と全体法則（発展段階法則）、事実記述・説明と価値定立・判断とを一体視し、個人的にもジンメルを目の敵にするテンニースに対してジンメルが共感していたからではない。

ジンメルがリッカートへの支持を差控えた理由の一つは、おそらく社会学に対するリッカートの評価であろう。本稿（上）でも言及したよう

に、『限界』第二巻への感想（一九〇二年二月付書簡）の中で、ジンメルは自分の提示した新しい社会学構想が同著の中で考慮されていないことに対して不満を漏らしている（SSG22: 409）。しかしこの注意喚起にもかかわらず、リッカートはテンニースへの反論の中で、社会学概念をコント／テンニース流のものに限定したうえで、自然科学的手法を用いた「普遍概念の体系として、あるいは社会的な生の自然科学的叙述として」（Rickert 1902: 134）規定し、「新しい独自科学としての社会学の正当性を否定している。つまり新規の社会学構築に関するジンメルの努力を依然として完全に黙殺し続けているのである。これも本稿（上）で触れたように、『社会学』（一九〇七年）の中でジンメルは、自己の社会学が「法則科学か歴史科学か」の二者択一を超えた独自の科学分野であると強調しているが（SSG11: 26）、それにはまたリッカートの社会学理解に対する反発や、自らの社会学構想を一貫して蔑ろにするリッカートへの反感もこめられていたのではないだろうか。

ジンメルの文面を曖昧にさせたもう一つの理由は、リッカートの所論に目を通す中で、まさにこのへ一般化方法の自然法則科学とへ個性化方法の歴史学への単純な二項対立思考の一面性と狭隘性をジンメルがますます強く意識するに至ったことだろう。とりわけ、歴史的規則性などの可能性を排除して自然法則に限定する一元的な法則概念、さらに歴史的認識に特有の一般概念を容認せず個別の共通規定に縮減された自然科学的概念に限定する一元的な普遍概念の展開（Rickert 1902: 155-）に対してジンメルは違和感を強めたと推測できる。既述の『歴哲』二版の

歴史法則論に、この違和感がそのまま反映しているとみるのは穿ちすぎだろうか。ちなみに、すでに触れた一九〇四年末のリッカート宛書簡の中でジンメルは、歴史的リアリズム批判などとともにまさに類型・概念・数量連関を扱った個所を要所として挙げている (GSG22: 504)。

あるいは、この違和感を明確な対立意識にまで先鋭化させたのが、ヴインデルバント編集のクローネ・フィッツシャー記念論文集(一九〇四年)に収録された長文の論考「歴史哲学」であった可能性がある。その第二節「歴史的生の諸原理」の中で、「経験的歴史学と法則科学とが互いに排除しあう以上、〈歴史法則〉は形容矛盾をはらんでいるのである……」(Rickett 1907: 372)、「……歴史哲学にとって、歴史的世界の原理としての法則という概念は、経験的な歴史学の目標としての歴史法則という概念と同様に、論理的に不合理なのである」(ib. 378)、「法則科学としての社会学は……因果連関の研究において歴史学に補助概念を提供できても、決して歴史哲学にとって代わることはできない」(ib. 378)といった定式が次々と展開されているからである。こうした叙述の少なからぬ部分がテンニースに対するかの反駁論文の延長線上にあることは容易に判断できる。『歴哲』二版における〈自然法則とは異なる独自の法則として、歴史法則〉ならびに〈自然科学とは異なる独自の法則科学として、歴史学〉の可能性という主張、さらには〈法則科学か歴史学か〉という二項対立図式を超えた社会学構想はやはり、リッカートの硬直した二者択一論に対して意識的に設定されたジンメルの反定立という性格をもまた強くもつのではないだろうか。ジンメルとリッカートの間における

このいささか隠微で屈曲した思想の相互作用は、ジンメルの『歴哲』も『社会学』も、顕在的か暗黙的かを問わず、やはり当時の人文社会学論争の一環を形成したことを物語っていると言える。

ジンメルの〈独自の法則としての歴史法則〉の概念がヴントなどの心理学的な歴史法則概念と一線を画していることにも注意を払いたい。ヴントは歴史法則の可能性を「普遍法則」としては否定するものの、「経験法則」としては認める (Wundt 1921: 378, 396)。しかしその歴史法則は「歴史的発展の特殊な条件への普遍的な心理学的原理の応用」(ib. 396)でしかないと主張し、ジンメルの件の見地とは異なり、歴史法則の本質規定に対する歴史的 성격の固有性それ自体が、もつ意義をさほど重視しないのである。歴史法則に関してヴントの〈心理学中心主義〉に一定の距離をとるこのジンメルの態度に注目するとき、この態度が『歴哲』第一章に見られるジンメル自身の〈心理学主義〉に対する一定の相対化をもたらす結果となっていることもまた浮き上がり興味深いものがある。

## やぶさし

本稿(下)では次の論点を強調した。(1)当時、自然科学と歴史学との関係、とりわけ自然科学の対象・方法に対して歴史学の対象・方法がある独自の性をめぐる問題においていくつかの対抗軸が存在していたが、ジンメルはこうした対抗軸に対してほとんどつねに独自のスタン

スを維持していた。(2)この問題をめぐる彼の考察は、他の同時代人の議論に比べても際立って多様な問題脈絡においてきわめて複眼的・複合的な観点から展開された。『歴哲』は、歴史学派のウェーバーからは新カント派に近い労作として評価を受ける一方で、統一科学派のオイレンブルクには心理主義的傾向を批判されつつも全体としては方法的・一元論の逸品として賞賛される (Eulenburg 1909: 171) といったように、互いに相容れない評価を受けているが、そうした余地が——叙述の粗雑さや非体系性の問題以外にも——ジンメルの歴史哲学の基本的構造そのものにあつたのである。それは歴史的唯一性の解釈学と歴史的規則性の法則科学という両面をもち、単純な二項対立思考の目には、各自の自説に都合のよい視点の置き方によりこの両面のいずれにも映つたのである。この基本構造に配慮を欠いた偏頗な一面観はしかし、現在もなお『歴哲』解釈の大勢を占めている (Stellen 2018) と言える。

ジンメルは晩年に『歴哲』の新版を企画し、そのための準備論考もいくつか発表しているが、これらについては全く論究できなかつた。その検討は、やはり本稿では論究のできなかつた (『歴哲』第三章にかかわる) 意味論・価値論の考察とともに、今後の課題である。また、当時、展開された人文社会科学の方法論争の全体像を描き出し、その中でジンメルの理論的貢献を明らかにする作業も、まだ残されている。

ジンメルの生きた時代は「大いなる転換の時代」であり、人文社会科学の内部でも互いに深く連動するいくつもの重大な転換が起きている。

すなわち、①哲学と経験的個別科学、歴史・社会哲学と歴史・社会科学、

②歴史学と社会科学、③包括的社会(科)学と個別的・専門的社会科学、④価値定立・判断と事実認識、⑤価値・規範(科)学と事実・法則科学、⑥応用科学と純粹理論、社会政策と社会理論とが相互に分離し相対的に自立化するという現象が起きたのである。本稿は、このいずれの転換課題に対してもジンメルの思想的・理論的な営為が一定の関与と貢献を示していることを明らかにする作業の一環であり、その下準備のひとつにすぎない。

注

(1)この点で、若きジンメルが民族心理学の雑誌に発表した「ダンテの心理学」(一八八四年)の中で「歴史の心理学」(GSG1: 91, 96)の構想について語っていることに注目してよい。また、編者によって「ある序文の断片」と名づけられた執筆時期不詳の原稿は次のように始まる。「私は認識論とカント学の勉強から始めたが、これと並行して歴史学と社会科学の勉強をした。その最初の成果が『歴史学の哲学的諸問題』で展開された」根本モチーフ、すなわち「自然」というものが悟性的なカテゴリーによる、感覚的に与えられたものの構成を意味するのと全く同じように、「歴史」も学問を形成する精神のアプリオリによる、体験されるしかない直接的な生起の構成を意味するという根本モチーフであつた」(GSG20: 304)。こゝで事後的な再構成が過ぎた感のある回顧ではあるが (Köhne 1986: 149)、当時の歴史学への構成主義の適用・拡大、あるいはアプリオ主義と解釈学との結合を試みるうえでの個人史的な背景がほのめかされていて興味深い。いずれにせよ、ごく初期における歴史学、心理学、カント哲学への並行的・多岐的関与が『歴哲』の理論展開の多元性や錯綜性につながっていると見えなだろうか。

- (2) この点は、おそらくヴントの影響もまた考慮する必要があるだろう。
- (3) ジンメルの理解概念一般に関しては藤(2004)の論考が必読である。
- (4) 例えば、ベルンハイムは、「われわれの認識にとつては、人間の歴史的活動は本質的に、行為の原因としての特殊な目的、つまり一定の結果の観念によって規定された個人の意志行為として捉えられるべきである」(Benheim 2015:133)と述べ、この捉え方が自然科学的認識から歴史的認識を区別する指標だとする。そしてリックカート、ヴント、キスタコフスキ、ゴトルなどを参照するよう指示している。ベルンハイムは比較的バランスのとれた見解の持ち主だが、この点などではやはり(新)歴史学派への帰属を如実に物語っている。
- (5) しかし、この場合の集合行為とは、どちらかといえば直接的な大衆・群衆行動であり、社会的なネットワーク全体を紡ぎながら自分が何を紡いでいるのかを知らない組織の比喩(G:316;G:252)で問題となるような——そしてウェーバー的な問題意識の焦点となることのない——、直接的な個別過程と社会的・歴史的な過程全体の二つの次元を同時構成する相互行為ではないことを確認しておくべきだろう。その他(G:223,258)の叙述も十分に考慮すべきである。
- (6) ジンメルはこれと類似・並行する議論を社会学の諸論考(GSG1:391-:2:125-129:5:37,51,60 u. a.)でも展開しているが、その比較考証は今後の課題である。
- (7) そもそもリックカートは、認識の対象自体が一定の価値を帯びていることと、対象についての認識自体が理論的価値を有していることをしばしば混同している節がある。自然科学の対象自体は——世紀転換期の「価値圏」においては——直接的には価値物とは見なされないが、歴史学の対象自体は——その対象が現実成立していた時代の価値圏を含めた様々な価値圏に依存して

——価値物と見なされるのに対し、認識自体に対しては自然科学でも歴史学でも、ある一定の、しかし異なる種類と程度の理論的価値が認められるのである。学問分野、いやそもそもその種の種類や区分を問わず、一定の知的価値が認められる認識のみが有意意味な知として成立しうるのである。新カント派哲学は価値哲学を真髄にするといわれるが、その最大の弱点はまさに価値論そのものにある。

(8) なお、歴史学における歴史法則、歴史哲学における歴史法則、社会学における社会法則の間の相違と関連についてジンメルがどのように考えていたのか、不分明な点が残る。例えば、件の歴史的な類型・分化法則・統計法則を「自然科学的な法則概念を目指すような歴史法則と並ぶ特殊な認識形式を歴史的素材に与える連関」(G:354傍点原著者)とジンメルが呼ぶとき、「自然科学的な歴史法則」を歴史哲学で(あくまでも発見的・統制的視点からだが)追究されるべき歴史法則と解せるならば、それはそれで一応の条理は立つかもしれない。しかしジンメルは分化法則を時には歴史哲学における歴史法則の一例としても、また時には社会法則の一例としても扱っている。さらに何よりも、それがジンメル社会学における中軸的な社会法則(規則)であることも考慮すると、なお検討すべき問題は多々あると言える。

(9) 人文・社会科学論争における重要な対抗軸には本稿で取り上げたもの以外にも——ランプレヒト論争でとりわけ顕著となった——「個人主義的歴史観・方法論／集合主義的歴史観・方法論」(cf. GSG22:200)、「個人心理学的方法／社会心理学的方法」(自由論／必然論)などがある。

## 文献

GSG=Georg Simmel Gesamtausgabe (hg. v. O. Rammstedt), 1989-, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. G=Probleme der Geschichtsphilosophie, 1. Aufl., in: GSG2:

- 297-、*G<sub>2</sub>*-2、n. 3. Aufl., in: *GSG9*: 227-.
- 池田光義 2011 「ジンメル認識論におけるアプリアオリ主義とラディカル相対主義 (その一)」『跡見学園女子大学文学部紀要』第四六号 89-104頁。
- 2013 「初期ジンメルの社会的行為・事象の分析における複雑性と意識性の問題」『跡見学園女子大学文学部紀要』第四八号 105-120頁。
- 2018 「G・ジンメルと人文科学方法論争(上)」『跡見学園女子大学文学部紀要』第五三号 49-72頁。
- 藤 茂 2004 「G・ジンメルにおける『理解』問題——見取図の試案」『ディルタイ研究』第一六号 30-71頁。
- Bernheim, E., 2015, *Lehrbuch der historischen Methode und der Geschichtsphilosophie*, Nordstedt: VdW, (Nachdruck des Originals von <sup>56/1908</sup>).
- Dilthey, W., <sup>1990</sup>, *Einleitung in die Geisteswissenschaften. Versuch einer Grundlegung für das Studium der Gesellschaft und der Geschichte, Erster Band, (Gesammelte Schriften I)*, Stuttgart: Teubner u. Göttingen: V&R
- , <sup>1990</sup>, Die Entstehung der Hermeneutik, in: *Gesammelte Schriften V*, Stuttgart: Teubner u. Göttingen: V&R, 317-331.
- Ebbinghaus, H., 1984, Über erklärende und beschreibende Psychologie, in: F. Rodt u. H.-U. Lessing (Hg.), *Materialien zur Philosophie Wilhelm Dilthey's*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 45-87.
- Eulenburg, F., 1909, Neuere Geschichtsphilosophie III. Simmels Probleme der Geschichtsphilosophie, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 29, 169-197.
- , 1912, Ueber Gesetzmäßigkeiten in der Geschichte („historische Gesetze“). Logische Untersuchungen, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 35, 299-365.
- Gumplovitz, L., 1926, *Grundriss der Soziologie (Ausgewählte Werke II)*, Innsbruck: Wagner.
- Husserl, E., 1975, Logische Untersuchungen. Erster Band: Prolegomena zur reinen Logik (*Husserliana* XVIII), Den Haag: Nijhoff.
- Köhnke, K., 1996, *Der junge Simmel in Theoriebeziehungen und sozialen Bewegungen*, Frankfurt. a. M.: Suhrkamp.
- Lamprecht, 1974, Was ist Kulturgeschichte? Beitrag zu einer empirischen Historik, in: *Ausgewählte Schriften zur Wirtschafts- und Kulturgeschichte und zur Theorie der Geschichtswissenschaften*, Aalen: Scientia, 257-327.
- Menger, C., 1969, Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften, und der Politischen Ökonomie insbesondere (*Gesammelte Werke* Bd. II), Tübingen: Mohr.
- Rickert, H., 1902, Ueber die Aufgaben einer Logik der Geschichte, in: *Archiv für systematische Philosophie* 8(2), 137-163.
- , <sup>1907</sup>, Geschichtsphilosophie, in: W. Windelband (Hg.), *Die Philosophie im Beginn des neunzigsten Jahrhunderts. Festschrift für Kuno Fischer*, Heidelberg: Winter, 321-422.
- , <sup>1913</sup>, *Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung. Eine logische Einleitung in die historischen Wissenschaften*, Tübingen: Mohr.
- Sigwart, Ch., <sup>1911</sup>, *Logik II (Methodenlehre)*, Tübingen: Mohr.
- Stellen, F., 2018, Die Probleme der Geschichtsphilosophie, in: H.-P. Müller u. T. Reitz (Hg.), *Simmel-Handbuch. Begriffe, Hauptwerke, Aktualität*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 625-635.
- Tönnies, F., 1902, Zur Theorie der Geschichte (Exkurs), in: *Archiv für systematische Philosophie* 8(1), 1-38.

Weber, M., 1988, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen: Mohr.  
Wundt, W., 1921, *Logik II (Logik der Geisteswissenschaften)*, Stuttgart: Enke.